

別紙 2

体験型観光推進強化事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

下関市で体験型観光に取り組む事業者間の連携を強化するとともに、情報発信等を一体的に行うことにより、本市を訪れる国内外の観光客に下関市の体験型観光コンテンツの認知度向上を図り、誘客促進と滞在期間の延長、交流人口の拡大につなげる。

2 業務概要

- (1) 業務名 体験型観光推進強化事業
- (2) 業務場所 下関市内
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙1「体験型観光推進強化事業業務委託仕様書」のとおり

3 予算（見積り限度額）

7,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 日程

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和7年9月16日（火）
- (2) 参加申込書の提出期限 令和7年9月30日（火）まで
- (3) 参加資格審査結果通知 令和7年10月2日（木）発送
- (4) 質問の受付期間 令和7年9月16日（火）から
令和7年9月29日（月）まで
- (5) 質問に対する回答 令和7年10月2日（木）
- (6) 提案書提出期限 令和7年10月9日（木）まで

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれも該当していないこと。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約締結までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していない者であること。

- (4) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

6 参加申込手続

(1) 提出書類

- 参加申込書（様式第1号） 1部
- 参加者の概要（様式第2号） 1部

(2) 提出先

下関市観光スポーツ文化部観光政策課（事務局）

(3) 提出方法

電子メール sgkanko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※「(1) 提出書類」について、必要事項を記入の上、PDF化し、電子メールにより送付すること。

※提出期限までに、事務局に電話で到着を確認すること。

(4) 提出期限

令和7年9月30日（火）16時00分まで必着

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年10月2日（木）

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和7年10月6日（月）正午までに電話でご確認ください。

イ 通知方法 電子メール

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができます。なお、次に掲げる場合に該当するときは、本プロポーザル審査への参加を無効とします。

（ア）本要領中の「5 参加資格」に掲げる資格のない者が

提出した場合

- (イ) 提出方法、提出期限及び提出先に適合しない場合
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (エ) 虚偽の内容が記載されている場合

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

- ア 提出様式 任意様式
- イ 提出方法 電子メール(着信確認の連絡を行ってください。)
- ウ 受付期間 令和7年9月16日(火)
から令和7年9月29日(月)まで必着
- エ 提出先 下関市観光スポーツ文化政策課(事務局)

(2) 回答

- ア 回答方法 電子メール
- イ 回答日 令和7年10月2日(木)

8 提案書作成方法等

(1) 提出書類

提案書(任意様式) 正本1部、副本8部

(2) 提出期限

令和7年10月9日(木) 16時00分まで必着

(3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市は責めを負わないものとします。

(4) 提出先 下関市観光スポーツ文化政策課(事務局)

(5) 提案書の作成方法

表紙及び目次のほか、別紙1「体験型観光推進強化事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、次に掲げる事項を記載してください。

ア 提案の概要

本業務の業務内容全般について、わかりやすくまとめた上で具体的に記載すること。

イ 提案の内容

仕様書の「5 業務内容」に掲げる(1)～(7)についての具体的実施方法及びその考え方を記載すること。

ウ 運営体制

本業務を遂行する管理責任者及び担当者を指定するとともに、それらの者の資格及び経験等を記載し、運営体制を具体

的に示すこと。

エ 参考見積書

本業務の実施に必要な経費を具体的に記載すること。ただし、見積り限度額を超える提案があった場合は、失格とします。

オ 類似業務の実績

過去に国及び地方公共団体等から類似業務を受託した実績がある場合は、業務内容（発注者、業務名、履行期間、業務概要）を記載すること。

カ 留意事項

（ア） 1 者 1 提案とします。

（イ） 用紙の大きさは A 4 版とし、左上端 1 箇所をホッチキス綴じすること。ただし、図表等については A 3 版で折り込みも可とします。

（ウ） 目次及びページ番号を付し、正本の表紙に提出月日、事業者名、代表者名、連絡先を記載するとともに、代表者印を押印すること。副本の表紙には、提出月日のみ記載し、他には何も記載しないこと。

（エ） 提案書は、正本の表紙を除いて、提案者の商号又は名称、代表者氏名及びロゴを記載しないこと。

（オ） 提案内容は、簡素な文章を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意すること。

（カ） 文字のフォント、サイズ、色の設定、図表や写真の表示等は自由とします。

9 審査

（１）評価の基準

別紙 3 「体験型観光推進強化事業業務委託プロポーザル評価基準」のとおり（第 1 次審査、第 2 次審査共通）。

（２）候補者の選定方法

ア 市が設置した体験型観光推進強化事業業務委託プロポーザル審査委員会が、評価基準に基づき、提案書の内容を公平かつ客観的に審査します（書類審査）。

なお、参加申込が 6 者以上あった場合、上記委員会実施要領において、特別に定める審査委員による第 1 次審査を実施し、3 者までに絞込んだうえで、第 2 次審査を行うこととします。

イ 各審査委員 1 人当たり 100 点満点によって評価し、審査

委員ごとに評価点が高い順に提案者の順位を決定します。

次に、上記で決定した順位ごとに下表の得点を割り振り、各審査委員が順位ごとに割り振った得点（以下「順位得点」という。）の合計が最も高いものを候補者として選定します。

順位	1 位	2 位	3 位	4 位以下
順位得点	5	3	1	0

なお、順位得点の合計が最も高いものが複数ある場合は、その提案者ごとに全審査委員の評価基準の総合点（以下「総評価点」という。）を合計し、この合計が最も高い提案者を候補者として選定します。この場合において、総評価点が高いものが複数ある場合は、審査委員の協議を経て、多数決により選定します。

イ 失格者を除き、順位得点の合計が最も高い提案者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。

ただし、その提案者と合意に至らない場合は、順位得点の合計が次に高い者と交渉を行います。

ウ 上記のア、イにかかわらず、各審査委員の評価点において、1人でも最低水準点5割（50点）未満と評価した場合、その提案者は候補者として選定しません。

エ 必要に応じて、提案に関するヒアリングや追加説明等を求める場合があります。

（３）審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に電子メールで通知します。

なお、審査結果及び経過に関する問合せ、又は異議等については、一切応じません。

10 契約締結に向けての協議

（１）提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。

（２）業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。

（３）業務の実施に際しては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

11 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出るおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとします。

12 その他

（1）提出書類の取扱い

ア 提出された書類は、返却しません。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

オ 書類持参の場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、午前9時から午後5時の間に受け付けます。

（2）本プロポーザルに係る費用は、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により、本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

（3）参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

（4）次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とします。

ア 参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 参考見積りの金額が見積り限度額を超過した場合

（5）参加申込者又は提案者が1者の場合でも、本プロポーザルを実施します。この場合において、各審査委員の評価点において、1人でも最低水準点5割（50点）未満と評価した場合、その提案者は、候補者として選定しません。

- (6) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
- (8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

13 提出・問い合わせ先（事務局）

下関市観光スポーツ文化政策課 担当：松富、中嶋
〒750-8521 下関市南部町1番1号
電話 083-227-3305 ファクシミリ 083-231-1853
電子メール sgkanko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

14 施行期間

本要領は、令和7年9月16日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。